



福岡医発第 1739 号（地）
令和 4 年 9 月 24 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

職場における新たな化学物質規制に関連する
告示の制定について

化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部が改正された件につきましては、令和 4 年 6 月 16 日付け福岡医発第 797 号（地）文書においてご連絡申し上げ、令和 5 年 4 月 1 日に化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外が施行され、令和 6 年 4 月 1 日に化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任が義務化されることとなったところです。

今般、厚生労働省より、上記に関連する告示が制定された旨の通知が都道府県労働局宛になされ、本会に対しても日本医師会を通じて、周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本告示の概要につきましては、下記のとおりです。詳細は、別添をご参照ください。

記

化学物質管理者講習告示（別添 4）

労働安全衛生規則第 12 条の 5 第 3 項第 2 号イに定める「化学物質管理者」の選任に関して、当該講習の科目、内容、時間のほか、科目の免除等について定めたもの。

化学物質管理専門家告示（別添 2、別添 3）

有機溶剤中毒予防規則第 4 条の 2 第 1 項、鉛中毒予防規則第 3 条の 2 第 1 項、特定化学物質障害予防規則第 2 条の 3 第 1 項第 1 号及び粉じん障害防止規則第 3 条の 2 第 1 項第 1 号において、新たに設けられた適用除外の要件にある「化学物質管理専門家」について、その要件を定めたもの。

以上

日医発第1130号(健Ⅰ)

令和4年9月12日

都道府県医師会

産業保健担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 神村裕子
(公印省略)

職場における新たな化学物質規制に関連する
告示の制定について（情報提供）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行(令和4年6月9日付日医発第510号)により、令和5年4月1日に化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外が施行され、令和6年4月1日より化学物質管理者・保護具着用責任者の選任が義務化されることとなりました。

今般、厚生労働省より、上記に関連する告示が制定されましたため、情報提供をいたします(別添1～4)。本告示の詳細は下記の通りとなります。

つきましては、本告示の趣旨をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

記

化学物質管理専門家告示（安衛則等関係：別添2、粉じん則関係：別添3）

安衛則第12条の5第3項第2号イに定める「化学物質管理者」の選任に関して、当該講習の科目、内容、時間のほか、科目の免除等について定めたもの。

化学物質管理者講習告示（別添4）

有機則第4条の2第1項、鉛則第3条の2第1項、特化則第2条の3第1項第1号及び粉じん則第3条の2第1項において、新たに設けられた適用除外の要件にある「化学物質管理専門家」について、その要件を定めたもの。

以上

別添 1

基発 0907 第 1 号
令和 4 年 9 月 7 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則第 12 条の 5 第 3 項第 2 号イの規定に基づき
厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について

労働安全衛生規則第 12 条の 5 第 3 項第 2 号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習（令和 4 年厚生労働省告示第 276 号。以下「講習告示」という。）、労働安全衛生規則第 34 条の 2 の 10 第 2 項、有機溶剤中毒予防規則第 4 条の 2 第 1 項第 1 号、鉛中毒予防規則第 3 条の 2 第 1 項第 1 号及び特定化学物質障害予防規則第 2 条の 3 第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和 4 年厚生労働省告示第 274 号。以下「専門家告示（安衛則等）」という。）及び粉じん障害防止規則第 3 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和 4 年厚生労働省告示第 275 号。以下「専門家告示（粉じん則）」という。）については、令和 4 年 9 月 7 日に告示され、令和 5 年 4 月 1 日から適用（一部令和 6 年 4 月 1 日から適用）することとされたところである。

これらの告示の制定の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 制定の趣旨及び概要等について

1 制定の趣旨

今般、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）等の特別則の規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充等を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度

を導入することとし、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号）等を公布したところである。

本告示は、これら事業者による化学物質管理を円滑に実施するために、事業場において化学物質の管理を行う化学物質管理者を養成するための講習の内容を定めるとともに、事業場内において化学物質管理を行い、事業場外において化学物質管理に関する助言や評価を行う専門家である化学物質管理専門家の要件を定めるものである。

2 告示の概要等

（1）講習告示関係

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 12 条の 5 第 3 項第 2 号イにおいて、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の 3 第 1 項の危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供されるものを除く。以下「リスクアセスメント」という。）をしなければならない労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）第 18 条各号に掲げる物及び法第 57 条の 2 第 1 項に規定する通知対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を製造している事業場においては、講習告示に基づく講習（以下「化学物質管理者講習」という。）を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のうちから化学物質管理者を選任しなければならないと規定しているところ、講習告示は、化学物質管理者講習の科目、内容、時間のほか、科目の免除等について定めたものであること。

（2）専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）関係

有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）第 4 条の 2 第 1 項、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）第 3 条の 2 第 1 項、特化則第 2 条の 3 第 1 項第 1 号及び粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。）第 3 条の 2 第 1 項において、新たに設けた適用除外の要件の 1 つとして、当該事業場において、化学物質管理専門家が専属で配置されており、化学物質管理専門家がリスクアセスメント（粉じん則にあっては、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する危険性又は有害性等の調査）の実施並びに当該リスクアセスメント等の結果に基づく措置等の内容及びその実施に関する事項の管理を行うこと等を規定しており、また、安衛則第 34 条の 2 の 10 第 1 項に規定する労働基準監督署長による改善指示を受けた事業場等は、同条第 2 項において、化学物質管理専門家から、当該事業場における化学物質の管理の状況についての確認及び当該事業場が実施し得る望ましい改善措置に関する助言を受けなければ

ならないと規定しているところ、専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）は、当該化学物質管理専門家について要件を定めたものであること。

（３）施行日

講習告示は、令和６年４月１日から、専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）は、令和５年４月１日から適用することとしたこと。ただし、専門家告示（安衛則等）第２号の規定については、令和６年４月１日から適用することとしたこと。

第２ 細部事項

１ 講習告示関係

（１）講義及び実習の内容（第１号イ及び同号ロ関係）

ア 化学物質管理者講習の講義の各科目及び実習については、必ずしも連続して行う必要はなく、一定の間を開けて実施しても差し支えないこと。また、受講者の理解度の評価方法については特に定めていないが、何らかの方法により受講者の理解度を評価することが望ましいこと。

イ 講義及び実習は、事業者自らが行うことのほか、他の事業者の実施する講習を受講させることも差し支えないこと。

ウ 実習については、受講者それぞれが、化学物質の危険性又は有害性等の調査等の一連の流れや保護具の選択及び使用を実習することを想定しているため、それらが可能となる実習体制の確保が必要であること。化学物質の危険性又は有害性等の調査等の実習については、実際に各々の事業場で取り扱っている化学物質に関するものとする等、実務に近い内容とすることが望ましいこと。

保護具の選択及び使用の実習については、必ずしもフィットテストについて機器を用いて実習する必要はないが、「保護具の選択及び使用」の管理に必要な能力を身につけられる実習内容とする必要があること。

エ 講義については、オンラインで実施しても差し支えないが、実習については、化学物質の危険性又は有害性等の調査等のためのツール使用や保護具の使用についての実習を含むため、オンラインでの実施は認められないこと。

（２）講義科目の受講の免除（第１号ハ関係）

ア 講義科目の受講の免除ができる者については、それぞれの資格を取得する際に必要な技能講習や試験の科目の内容を踏まえて定めて

おり、当該資格に係る実務経験を求めてはいないこと。

イ 「化学物質の危険性及び有害性並びに表示等」の科目については、「有機溶剤作業主任者技能講習」、「鉛作業主任者技能講習」、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」の全ての技能講習を修了した者のみが、受講の免除を受けることができること。この場合において、平成 18 年 3 月 31 日以前に「特定化学物質等作業主任者技能講習」を修了した者については、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者と同等の者として取り扱って差し支えないこと。

ウ 「第一種衛生管理者の免許を有する者」について、安衛則第 10 条各号に掲げる衛生管理者の資格を有する者は該当しないため、「化学物質の危険性又は有害性等の調査」の科目については、受講の免除の対象とはならないこと。

(3) 講師（第 2 号関係）

講習の講師については、講義及び実習の各科目に定める内容について必要な知識や実務経験等を有する者を想定していること。

(4) その他

ア 化学物質管理者講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる者

安衛則第 12 条の 5 第 3 項第 2 号イの「化学物質管理者講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる者」には、以下の①から③までのいずれかに該当する者が含まれること。

- ① 本告示の適用前に本告示の規定により実施された講習を受講した者
- ② 法第 83 条第 1 項の労働衛生コンサルタント試験（試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格し、法第 84 条第 1 項の登録を受けた者
- ③ 専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）で規定する化学物質管理専門家の要件に該当する者

イ 受講記録の保存

選任した化学物質管理者が要件を満たしていることを第三者が確認できるよう、当該化学物質管理者が受講した講習の日時、実施者、科目、内容、時間数等について記録し、保存しておく必要があること。

ウ 安衛則第 12 条の 5 第 3 項第 2 号ロの規定に基づき、リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場においては、化学物質の管理に係る技術的事項を担当するために必要な能力を有する者と認めら

れるものから化学物質管理者を選任することとされているが、化学物質管理者講習の受講者及びこれと同等以上の能力を有すると認められる者のほか、化学物質管理者講習に準ずる講習を受講している者から選任することが望ましいこと。この化学物質管理者講習に準ずる講習は、別表に定める科目、内容、時間を目安とし、講義により、又は講義と実習の組み合わせにより行うこと。

2 専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）関係

（1）化学物質管理専門家の要件（専門家告示（安衛則）第1号イからハ関係、専門家告示（粉じん則）第1号から第3号関係）

ア 化学物質管理専門家に必要な要件について、労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に係る「5年以上化学物質の管理に係る業務に従事した経験」又は「5年以上粉じんの管理に係る業務に従事した経験」については、当該資格取得の前後を問わないこと。

イ 「化学物質の管理に係る業務」には、化学物質管理専門家、作業環境管理専門家、労働衛生コンサルタント（労働衛生工学に関する業務に限る。）、労働安全コンサルタント（化学安全に関する業務に限る。）、化学物質管理者、化学物質関係作業主任者、作業環境測定士、第一種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、保護具着用管理責任者の業務が含まれること。

ウ 「粉じんの管理に係る業務」には、粉じん則で規定する粉じん作業に係る管理に係る業務のほか、粉状の化学物質の管理に係る業務が含まれること。

エ 専門家告示（安衛則等）第1号ハ及び専門家告示（粉じん則）第3号で規定する厚生労働省労働基準局長が定める講習については、別途示すところによること。

（2）同等以上の能力を有すると認められる者（専門家告示（安衛則等）第1号ニ関係、専門家告示（粉じん則）第4号関係）

専門家告示（安衛則等）第1号ニ及び専門家告示（粉じん則）第4号で規定する「同等以上の能力を有すると認められる者」については、以下のアからオまでのいずれかに該当する者が含まれること。

ア 法第82条第1項の労働安全コンサルタント試験（試験の区分が化学であるものに限る。）に合格し、法第84条第1項の登録を受けた者であって、その後5年以上化学物質に係る法第81条第1項に定める業務（専門家告示（粉じん則）第4号においては、粉じんに係る法第81条第1項

に定める業務）に従事した経験を有するもの

イ 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会が運用している「生涯研修制度」による C I H (Certified Industrial Hygiene Consultant) 労働衛生コンサルタントの称号の使用を許可されているもの

ウ 公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会（I O H A）の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者

エ 公益社団法人日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクターに認定されている者

オ 労働災害防止団体法（昭和 39 年法律第 118 号）第 12 条の衛生管理士（法第 83 条第 1 項の労働衛生コンサルタント試験（試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格した者に限る。）に選任された者であつて、5 年以上労働災害防止団体法第 11 条第 1 項の業務又は化学物質の管理に係る業務を行った経験を有する者

第 3 「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和 4 年 5 月 31 日付け基発 0531 第 9 号）の改正について

1 「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和 4 年 5 月 31 日付け基発 0531 第 9 号。以下「施行通達」という。）第 1 中改正の趣旨及び概要等の 4（1）について、次表のとおり改正する。

	改正前	改正後
4（1）	（前略）ただし、2（2）イ及びエ、（3）ア、ウ①、④、⑤、エ前段（努力義務）、（4）（2（3）ウ①に係るものに限る。）、（5）、（6）、（8）に係る規定及び当該規定に係る経過措置については、令和 5 年 4 月 1 日から、2（1）、2（2）ウ、（3）イ、ウ②、③、 <u>エ</u> 、（後略）	（前略）ただし、2（2）イ及びエ、（3）ア、ウ①、④、⑤、エ前段（努力義務）、 <u>エ後段</u> 、（4）（2（3）ウ①に係るものに限る。）、（5）、（6）、（8）に係る規定及び当該規定に係る経過措置については、令和 5 年 4 月 1 日から、2（1）、2（2）ウ、（3）イ、ウ②、③、 <u>エ前段（義務）</u> 、（後略）

2 施行通達第 4 中細部事項 9（1）ウについて、次表のとおり改正する。

	改正前	改正後
9（1）	<u>3 年以上</u> 労働衛生コンサルタ	労働衛生コンサルタント（試験

ウ②	ント（試験の区分が労働衛生工学又は化学であるものに合格した者に限る。）として<u>その業務に従事した経験を有する者</u>	の区分が労働衛生工学であるものに合格した者に限る。）又は労働安全コンサルタント（試験の区分が化学であるものに合格した者に限る。）であって、<u>3年以上化学物質又は粉じんの管理に係る業務に従事した経験を有する者</u>
9（1） ウ④	衛生管理士（法第 83 条第 1 項の労働衛生コンサルタント試験（試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格した者に限る。）に選任された者で、<u>その後 3 年以上労働災害防止団体法第 11 条第 1 項の業務を行った経験を有する者</u>	衛生管理士（法第 83 条第 1 項の労働衛生コンサルタント試験（試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格した者に限る。）に選任された者であって、<u>3 年以上労働災害防止団体法第 11 条第 1 項の業務又は化学物質の管理に係る業務を行った経験を有する者</u>

別表

リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場における
化学物質管理者講習に準ずる講習

科目	範囲	時間
化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性 化学物質による健康障害の病理及び症状 化学物質の危険性又は有害性等の表示、文書及び通知	1 時間 30 分
化学物質の危険性又は有害性等の調査	化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	2 時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	化学物質のばく露の濃度の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	1 時間 30 分
化学物質を原因とする災害発生時の対応	災害発生時の措置	30 分
関係法令	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）及び労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）中の関係条項	30 分

○厚生労働省告示第二百七十四号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十四条の二の十第二項、有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第四条の二第一項第一号、鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）第三条の二第一項第一号及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第二条の三第一項第一号の規定に基づき、労働安全衛生規則第三十四条の二の十第二項、有機溶剤中毒予防規則第四条の二第一項第一号、鉛中毒予防規則第三条の二第一項第一号及び特定化学物質障害予防規則第二条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のように定め、令和五年四月一日から適用する。ただし、第二号の規定は、令和六年四月一日から適用する。

令和四年九月七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則第三十四条の二の十第二項、有機溶剤中毒予防規則第四条の二第一項第一号、鉛中毒予防規則第三条の二第一項第一号及び特定化学物質障害予防規則第二条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

一 有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第四条の二第一項第一号、鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）第三条の二第一項第一号及び特定化学物質障害予防規則

則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第二条の三第一項第一号の厚生労働大臣が定める者は、次のイからニまでのいずれかに該当する者とする。

イ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「安衛法」という。）第八十三条第一項の労働衛生コンサルタント試験（その試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格し、安衛法第八十四条第一項の登録を受けた者で、五年以上化学物質の管理に係る業務に従事した経験を有するもの

ロ 安衛法第十二条第一項の規定による衛生管理者のうち、衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、その後八年以上安衛法第十条第一項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項で衛生工学に関するものの管理の業務に従事した経験を有するもの

ハ 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条の登録を受けた者（以下「作業環境測定士」という。）で、その後六年以上作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了したもの

ニ イからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

二 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十四条の二の十第二項の厚生労働大臣が定める者は、前号イからニまでのいずれかに該当する者とする。

○厚生労働省告示第二百七十五号

粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第三条の二第一項第一号の規定に基づき、
粉じん障害防止規則第三条の二第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のように定
め、令和五年四月一日から適用する。

令和四年九月七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

粉じん障害防止規則第三条の二第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第三条の二第一項第一号の厚生労働大臣が
定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「安衛法」という。）第八十三条第一項
の労働衛生コンサルタント試験（その試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格し
、安衛法第八十四条第一項の登録を受けた者で、五年以上粉じんの管理に係る業務に従事した経
験を有するもの

二 安衛法第十二条第一項の規定による衛生管理者のうち、衛生工学衛生管理者免許を受けた者で
、その後八年以上安衛法第十条第一項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項で衛生工学に関す
るものの管理の業務に従事した経験を有するもの

三 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条の登録を受けた者（以下「作業環境測定士」という。）で、その後六年以上作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了したもの

四 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

○厚生労働省告示第二百七十六号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第十二条の五第三項第二号イの規定に基づき、労働安全衛生規則第十二条の五第三項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和四年九月七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則第十二条の五第三項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第十二条の五第三項第二号イの厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習は、次の各号に定めるところにより行われる講習とする。

一 次に定める講義及び実習により行われるものであること。

イ 講義は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行われるものであること。

科目	範囲	時間
化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性 化学物質による健康障害の病理及び症状 化学物質の危険性又は有害性	二時間三十分

		等の表示、文書及び通知	
化学物質の危険性又は有害性等の調査	化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	三時間	
化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	化学物質のばく露の濃度の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	二時間	
化学物質を原因とする災害発生時の対応	災害発生時の措置	三十分	
関係法令	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）及び労働安全衛生規則中の関係条項	一時間	

ロ 実習は、次の表の上欄に掲げる科目について、同表の中欄に掲げる範囲につき同表の下欄に

掲げる時間以上行われるものであること。

科目	範囲	時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等の結果に基づく措置等	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置並びに当該調査の結果及び措置の記録 保護具の選択及び使用	三時間

ハ 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる科目について当該科目の受講の免除を受けることができるものであること。

免除を受けることができる者	科目
有機溶剤作業主任者技能講習、鉛作業主任者技能講習及び特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を全て修了した者	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等
第一種衛生管理者の免許を有する者	化学物質の危険性又は有害性等の調査
衛生工学衛生管理者の免許を有する者	化学物質の危険性又は有害性等の調査

	化学物質の危険性又は有害性等 の調査の結果に基づく措置等そ の他必要な記録等
--	--

二 前号の講義及び実習を適切に行うために必要な能力を有する講師により行われるものであること。